

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が、令和4年11月15日付けで請求人に対して行った重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

〇〇区による障害認定及び〇〇病院における検診の結果を無視し、聞き取り結果を楽観的に転換して「重度の知的障害」を否定することによって意図的に非該当判定されていると見受けられるため。聞き取り内容も障害児が偶発的に発した好要素のエピソードを親から引き出しやすい設問であった。客観的に評価されたとはいえないため、非該当判定の該当判定への修正を求めるものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和6年 4月16日	諮問
令和6年 7月17日	審議（第90回第3部会）
令和6年 8月16日	審議（第91回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 重度手当の支給要件

重度手当の支給要件については、心身に東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号。以下「条例」という。）別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和48年東京都規則第141号。以下「規則」という。）7条1項及び2項）、処分庁が、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況に基づいて行うのが相当である。

(2) 重度手当の障害要件

ア 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第2・3・(1)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例1条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者であり、「障害が永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原

因となってひき起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう」とされており、その典型的な障害としては、「知的障害の最重度の者や常に就床を余儀なくされている脳性麻痺者等である」とされている。

イ 本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 本件要領第2・3・(5)によれば、条例別表3号（別紙1）の「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」に該当する者は「その障害があるために、ほとんど寝たきりと同様の状態であつて、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもの」で、次の(ア)及び(イ)の状態にある者をいうとされている。

(ア) 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。

(イ) 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

「回復困難な重度の障害」とは、四肢及び体幹の障害が永続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。ただし、医学的治療、訓練や成長等に伴って障害が変化しても、将来にわたって、その障害が条例別表に定める程度の重度の障害であると医学的に判断できる場合を含む。

エ さらに、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）3によれば、条例別表3号に関して本件要領が定める「両上肢及び両下肢の機能が失わ

れ」に関する「重度の障害」とは、次の(ア)から(オ)のいずれかの状態であるものをいうとされている。

(ア) 四肢の筋力が徒手筋力テスト5点法で2以下であり、自らの意思と力では動かすことのできないもの

(イ) 四肢の自動的関節可動域が概ね10度以下であるもの

(ウ) 四肢の不随意運動や失調症などが重度で実用性を全く欠くもの

(エ) 両上肢を手関節以上、両下肢を大腿部の2分の1以上欠いているもの

(オ) 四肢の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(3) 本件要領・本件通知の位置付け

なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件申請書において、請求人の障害の状況欄には、条例別表3号に該当する旨の記載がある。そこで、請求人の障害の程度が、同別表3号(「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座つていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」)に該当するか否かについて、以下検討する。

ア 両下肢の障害の程度について

本件診断書によれば、請求人は、身体症状については、「両下肢機能が失われていると認める」と(別紙2・3)され、「知的障害及び精神症状についての所見」欄(別紙2・4。以下「所見欄」という。)によれば、「立位不可」、「つかまり立ち不可」、「独歩不可」、「下半身はくねらせることも不可」、「DTRは両側亢進あり」(同・4・(3))と、診断されている。

そうすると、請求人については、「筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態」として、「両下肢の機能が失われ」ている(本件要領第2・3・(5)・(ア))と認められる。

イ 両上肢の障害の程度について

本件診断書において、その障害の程度は、「両上肢とも機能が失われていると認めない」とされ、所見によれば、請求人の両上肢につ

いては、「物へのリーチあり」、「拇指対立でつまむことが可」、「口にはこぶことができる」、「左右もちが可」、「指しゃぶり可」と診断されている（別紙２・３及び４・(3)）。

「両上肢…の機能が失われ」とは、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態をいうとされているところ（本件要領第２・３・(5)・(7)）、上記の診断によれば、請求人は、簡単な身辺処理の用に供する動作（スプーンなどを保持して食事動作ができるなど。本件通知３参照）は可能であるといえることができる。

そうすると、請求人の両上肢について、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態（２・(1)・ア）であるといえることはできないから、請求人については、「両上肢…の機能が失われ」ている（本件要領第２・３・(5)・(7)）とは認められない。

ウ 別表３号についての評価

上記ア及びイによれば、請求人は、条例別表３号の「両上肢及び両下肢の機能が失われ」ているとは認められない。

- (2) 次に、請求人の障害の程度が、条例別表１号又は２号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認めない」（別紙２・１）、「要求の理解（おいで・ちようだい・ねんね）あり、絵本を読んでもらいたがる、体表部位は口と足の理解あり、『もうすこし』待ってが理解可、大小長短理解はないが色（赤青黄緑）の理解あり、有意語は３語以上『パパ』『ママ』キャラクターの名前が言える、『こんこん（きつね）きた』と２語文も言える、干し芋を『ちようだい』と声をかけると親にたべさせるなど簡単な手伝いができる、ほめると同じ動作をくりかえすなど概ね１才から１才６カ月程度であり重度とは言えない」（同・４・(1)）との診断がなされていることから、請求人の知的障害の状況が重度であるといえることはできない。

したがって、請求人は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」として条例別表１号、又は「重度の知的障害であって、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの」として条例別表２号に定

める障害要件に該当するとは認められない。

(3) 小括

上記(1)及び(2)のとおり、請求人は条例別表各号に該当するとは認められず、重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であるから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるどころ（1・(1)）、本件診断書に記載されている本件医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察を踏まえたものであり、センターにおける専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果によると、請求人については、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1及び別紙2（略）